

令和3年第4回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月27日（火）午前9時30分～午前9時52分
- 2 開催場所 美唄市役所大会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今 田 邦 彦
会長職務代理 18番 畑 雄 二
委員 1番 澁 谷 英 昭 2番 白 木 義 一
3番 森 良 明 4番 太 田 秀 樹
5番 貞 廣 樹 良 6番 鈴 木 孝 典
7番 高 橋 修 8番 吉 田 彰
9番 長谷川 彰 徳 10番 赤 澤 良 一
11番 柏 葉 政 良 12番 岩 間 秀 一
13番 中 澤 裕 幸 14番 齊 藤 良 平
15番 峯 崎 光 行 16番 田 中 政 幸
17番 伊 藤 貢 三

欠席委員（0名）

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第2号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第11号 現況証明願の件
 - 第6 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可の件
 - 第8 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和 3 年第 4 回農業委員会総会

議 長	ただいまより、令和 3 年第 4 回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号 2 番白木義一委員、3 番森良明委員を指名いたします。 つぎに、日程の第 2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日 1 日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第 3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 つぎに、令和 3 年第 1 回市議会定例会について、事務局長から報告願います。
事務局長	(報 告)
議 長	以上の報告について、ご質問ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第 4、報告第 2 号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました報告第 2 号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第 3・5 の (2) により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 確認事項といたしまして、1 番から 3 番につきましては、昭和 47 年 12 月 15 日、4 番につきましては、昭和 35 年 6 月 2 日に 4 条許可をまた、5 番につきましては、昭和 34 年 11 月 2 日に 5 条許可をそれぞれ受けていますので、令和 3 年 4 月 8 日付けで証明書を交付したので報告します。なお、

		調査場所につきましては、報告第 2 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第 5、議案第 1 1 号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長		ただいま議題となりました議案第 1 1 号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、柏葉委員を主任とする、齊藤委員、峯崎委員の 3 名により 4 月 1 2 日に現地調査を行いました。申請理由は、全て地目変更登記のためです。
		(議案朗読省略)
		なお、調査場所につきましては議案第 1 1 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、柏葉委員から説明願います。
柏葉委員		4 月 1 2 日に現地調査を行い、1 番は長年耕作していない状況、2 番は砂利が敷かれ土盛りされているなど長年耕作していない状況で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上です。
議	長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第 6、議案第 1 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件を議題といたします。
		なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。
		番号 1 番の審議を行いますので、白木委員は審議が終了す

		るまで、一時退席をお願いいたします。少々お待ちください。 (白木義一委員 一時退席) 事務局から番号1番について説明を求めます。
山下係長		ただいま議題となりました議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番について、ご説明いたします。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、8ページ別添調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第12号資料1番のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長		ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員		(なしの声)
議長		ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。 (白木義一委員 着席) 引き続き、事務局から番号1番以外について説明を求めます。
山下係長		番号2番から6番についてご説明いたします。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第12号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長		ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番以外について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第7、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可の件についてご説明いたします。 (議案朗読省略)
	申請理由は、農家住宅の建築です。なお、別添調査書のとおり申請地は第1種農地に該当しますが、美唄市農業振興地域整備計画において定められた農家住宅を建築するもので、農地所有者の同意も得られ、立地条件から当該地を選定したものであり、代替地はないと判断できることから、農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断いたします。場所につきましては、議案第13号資料のとおりとなっております。
	また、30a以下の農家住宅への転用であるため北海道農業会議への意見徴収は不要となります。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった農地法第4条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第8、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
	なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番から4番の審議を行いますので、貞廣委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
	(貞廣 樹良委員 一時退席)
	事務局から番号1番から4番について、説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第1

	8条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。番号1番から4番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、26ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第14号資料1番から4番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月27日を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明があつた農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から4番の質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (貞廣 樹良委員 着席) 引き続き、事務局から番号1番から4番以外について、説明を求めます。
佐藤次長	番号1番から4番以外についてご説明いたします。利用権の設定の種類は5番・6番が所有権移転、7番から12番が賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、5番から10番は個人が利用権の設定等を受けるものであり25ページ別添1調査書、11番・12番は法人が利用権の設定等を受けるものであり26ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第14号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月27日を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明があつた農業経営基盤強化促進法

委
議

員
長

第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から4番以外について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第4回農業委員会総会は閉会いたします。ご苦労様でした。